

(5) 政策立案機能の強化

ア. 議員間の討議による政策立案の方法

- ・議員間の自由な議論を通して合意形成を図り、政策を立案していく方向性を前提に、現状の常任委員会の活性化を図ることで合意した。
- ・常任委員会における議論が、請願・陳情の審査のみに偏ることなく、議会の側で課題を設定し、積極的な議論を重ねる必要がある。
- ・具体的には、常任委員会において、一年ごとに市政の中長期的な課題を設定して議論を重ね、最終的に市側へ政策提言を行うことを目標に、常任委員会の活性化を図る。
- ・市に対する質疑を行う場合と議員同士の議論を深める場合とで、委員会の運営を明確に立て分けて議論を行う。
- ・行政視察の成果や所感等についても委員会の中で意見を表明し、議論を行うとともに、市に対しても提言を行っていく。

イ. 議員研修会の活性化

- ・議員の資質向上のため、できる限りの活性化を図っていくことで合意した。

ウ. 議会の調査機能の強化

- ・市側の資料提供のあり方について一部問題があったが、基本的にはルールに基づいて対処されている。個別の問題については議長を通じて対処する方法があることを確認した。

エ. 議会事務局の体制と機能強化

- ・議会の機能を十分に発揮するためには、人的確保、政策法務、シンクタンク機能等、議会事務局の体制の強化を図ることが重要であるとの認識で一致した。

オ. 議員控室の環境整備

- ・インターネット環境の整備など改善が図られていることを確認した。

(6) 市民と議会のかかわり方

ア. 市民と議会が対話できる場の設置

- ・年2回、3月と9月の定例会について、翌月に「議会報告会」を開催することとする。
- ・会場は、1会場とし、22名の議員を11名ずつのグループに分けて、半分が説明員、半分が運営役員を担当し、交互に役割を担う。
- ・その他、小単位での市民との意見交換会などについても検討を重ねることとする。

イ. 市政モニター制度の検討

- ・市民から市政モニターを選出し、公平中立な立場で議会を監視し評価してもらうことを制度化することの是非について協議を継続したが、モニターの選出方法や公平性・中立性の確保の困難さなどから意見が分かれ、見送ることとする。

ウ. 市議会による市民向け講座の実施

- ・市の出前講座「多摩湖塾」の中で、市議会の講座を設けているが、実績が少ない状況では踏み出せない。

エ. 議場の一般開放